

岐阜県公報

第二千四百九十九号
平成二十五年十一月二十二日

(金曜日)

目次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知 (治 山 課) 七五五^{ペイ}
 道路の区域変更 (道路維持課) 七五五
 道路の供用開始 (同) 七五七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七五七
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 七五八
 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 七五八
 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 七五九
 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 七五九
 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 七六〇
 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 七六〇
 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 七六〇
 大規模小売店舗の変更に係る届出に関する件 (商業流通課) 七六一
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 七六五
 土地改良区の定款の変更認可 (揖斐農林事務所) 七六五
 土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 七六五
 落札者等に関する公示 (会計課) 七六六

正 誤

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正 (人 事 課) 七六六
 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正 (同) 七六六
 目次中訂正 (法務・情報公開課) 七六七

告 示

岐阜県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
加茂郡坂祝町深萱字梅替一五三の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
関坂祝線		路線名	
同市同		区	
同市同		間	
後	前	別前後	変更
九一〇 二四・六	六六〇 二四・一	ル(メートル)	敷地の幅
三四〇	三四〇	ル(メートル)	延長
		備考	

岐阜県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類	
美大並和線		路線名	
同市同		区	
同市同		間	
後	前	別前後	変更
一三〇〇 一六・〇	一三〇〇 二四・五	ル(メートル)	敷地の幅
一六五	一六五	ル(メートル)	延長
		備考	

同市同		二番一地区先まで	
同市同		同市同	
後	前	後A	
一三〇〇 一六・〇	一三〇〇 二九・〇	一三〇〇 一六・五	四〇・〇
三三〇	三三〇		う。

岐阜県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類	
中野宗線		路線名	
同郡同		区	
同郡同		間	
後	前	別前後	変更
一三〇〇 九・八	一三〇〇 五・六	ル(メートル)	敷地の幅
八・四	八・四	ル(メートル)	延長
		備考	

岐阜県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道

路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名		区	間	区域	敷地の幅員	延長	備考
中野方線 七宗線		路	加茂郡八百津町潮見字篠原六番八地先から		区	間	別前後	員	延	
後	前	同郡同町同字同		一四番一地先まで			ル(メートル)	ル(メートル)	備考	
五・二〇	五・二〇									
四・三〇	四・三〇									

岐阜県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名		区	間	延長	供用開始	備考
美大並和線		路	郡上市八幡町有坂字下島二〇六番一地先から		区	間	ル(メートル)	の	備
同市同	同郡同	番一		地先まで					
字大矢二〇									
二五・四〇	二五・三三								
二五・三三	二五・三三								

岐阜県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名		区	間	延長	供用開始	備考
福白岡川線		路	加茂郡白川町三川字恵釣り四九二番一地先から		区	間	ル(メートル)	の	備
同郡同	同郡同	九二番一		地先まで					
字同	字同								
四	四								
三三・六	二五・三三								
三三・六一	三三・六一								

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月十二日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域医療支援研究センター
- 三代 表 者 の 氏 名 土屋 照雄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町錦町一五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人々が健康で心豊かな生活をおくれるよう、医療、福祉、介護並びに身体障害者等に係る支援及び教育・調査・研究事業を行い、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
- 三代 表 者 の 氏 名 橋本 浩一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市田島町三丁目二〇番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地震・津波・洪水等による緊急災害時、被災地への救援物資、及び人員の搬送等の支援活動を実施すること、又、当該活動を円滑に推進するために、ヘリコプターの安全運航に係る情報の共有、航空知識と操縦技術の充実に促進し、ヘリコプターの社会的地位向上のための研修・講習会を開催することによって、技術向上と全国支援体制の育成を図り、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プラス・ワン
- 三代 表 者 の 氏 名 工藤 正弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市森山町四丁目二番五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、就労機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 定 年 月 日
株式会社AS EK	リハビリデイ サービスna gomi 鷺沼 店	岐阜県各務原市鷺沼東町三 一八一 三第一カザール後 藤一F	通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社ケー アイ	レッツ倶楽部 瑞浪稲津	岐阜県瑞浪市稲津町小里一 二九九番地三	通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社 蓮	あかつきりハ	岐阜県大垣市世安町二丁目	通所介護	平成

の郷	トレクラブ	一四番地	通所介護	二五・〇・一
たのしい株式会社	ありがとサン 美濃加茂	岐阜県美濃加茂市古井町下 古井四六八番地セントラル ビルF	通所介護	平成 二五・〇・一
M'sサービス	デイサービス GYMsせき	岐阜県関市伊勢町一八二	通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社カノン	サロンドまなか	岐阜県高山市上宝町本郷二 九一六番地	通所介護	平成 二五・〇・九
株式会社あびすや	和楽	岐阜県多治見市姫町二丁目 七六二二番地	福祉用具 貸与	平成 二五・〇・一
株式会社ユニシス	やさしい手ま えの訪問介護 事業所	岐阜県各務原市那加前野町 三丁目一三三番地	訪問介護	平成 二五・〇・一
株式会社ハイトケア	たじみ松坂訪 問看護ステーション	岐阜県多治見市松坂町二丁 目一番地の五	訪問看護	平成 二五・〇・一
株式会社あびすや	和楽	岐阜県多治見市姫町二丁目 七六一二番地	特定福祉 用具販売	平成 二五・〇・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃止 年月日
----------------	--------	---------	-------------	-----------

社会福祉法人 和光会	Gstar 本巢	岐阜県本巢市三橋鶴舞九八 番地	通所介護	平成 二五・〇・三
医療法人薫風 会	高桑内科クリ ニック	岐阜県高山市石浦町六丁目 二二〇番地	訪問看護	平成 二五・〇・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
デイスクエ ア株式会社	ケアセンター 森の時計	岐阜県多治見市常盤町二〇 番地	居宅介護 支援	平成 二五・〇・一
山ぼつし合同 会社	山ぼつし居宅 介護支援事業 所	岐阜県高山市下切町四三二 番地	居宅介護 支援	平成 二五・〇・一
社会福祉法人 大和社会福祉 事業センター	居宅介護支援 事業所ハート タウン平成の 社	岐阜県関市中之保四五二七 二	居宅介護 支援	平成 二五・〇・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業者の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社や	ケアセンター	岐阜県多治見市常盤町二〇番地	居宅介護 支援	平成 二五・〇・一
さしい時間	森の時計			

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社AS EK	リハビリデイサービスna gomi 鶴沼店	岐阜県各務原市鶴沼東町三一八二一三第一カザー後藤一F	介護予防 通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社ケーアイ	レッツ倶楽部 瑞浪稲津	岐阜県瑞浪市稲津町小里一二九九番地三	介護予防 通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社蓮の郷	あかつきリハトレクラブ	岐阜県大垣市世安町二丁目一四番地	介護予防 通所介護	平成 二五・〇・一
たのしい株式会社	ありがとサン美濃加茂	岐阜県美濃加茂市古井町下古井四六八番地セントラルビル一F	介護予防 通所介護	平成 二五・〇・一
M'sサービス	デイサービス	岐阜県関市伊勢町一八二	介護予防	平成

株式会社カノン	GYM's せき	岐阜県高山市上宝町本郷二九一六番地	通所介護	平成 二五・〇・一
株式会社さびす	和楽	岐阜県多治見市姫町二丁目七六二二宏和ビル一F	介護予防 福祉用具貸与	平成 二五・〇・一
株式会社ユニシス	やさしい手まへの訪問介護事業所	岐阜県各務原市那加前野町三丁目一三三番地	介護予防 訪問介護	平成 二五・〇・一
株式会社ハイトケア	たじみ松坂訪問看護ステーション	岐阜県多治見市松坂町二丁目一番地の五	介護予防 訪問看護	平成 二五・〇・一
株式会社さびす	和楽	岐阜県多治見市姫町二丁目七六二二宏和ビル一F	特定介護 予防福祉用具販売	平成 二五・〇・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人和光会	Gstar 本巣	岐阜県本巣市三橋鶴舞九八番地	介護予防 通所介護	平成 二五・〇・三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ鶴店

岐阜市鶴七丁目七四番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社（ユニーグループ・ホールディングス株式会社） 代表

取締役 前村哲路 外四者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

安田殖産株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ浅草店

大垣市浅草四丁目六五番地二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社（ユニーグループ・ホールディングス株式会社） 代表

取締役 前村哲路 外二者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

ヤマカ興産株式会社

三 建物の名称及び所在地

シテイプラザ多治見

多治見市住吉町三丁目一九番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路 外八者

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 佐古則男 外七者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニール株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ瑞浪店

瑞浪市薬師町二丁目七二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニールグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路 (変更後) ユニール株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニール株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路 外六者

(変更後) ユニール株式会社 代表取締役 佐古則男 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ恵那店

恵那市長島町正家二丁目二番一七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外七者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外七者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ各務原店

各務原市那加桜町一丁目七二番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外二者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月八日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ可児店

可児市中恵土字溝向二二〇番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) ユニーグループ・ホールディングス株式会社 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外六者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社キャブション

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ穂積店

瑞穂市馬場春雨町一丁目三三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社(ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表取締役 前村哲路 外四者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月二十二日

届出年月日

岐阜県知事 古 田 肇

届出年月日

平成二十五年十一月一日

二 届出者の氏名又は名称

有限会社富士屋

三 建物の名称及び所在地

ピアゴ川辺店

加茂郡川辺町西柝井字東小島三七一番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 (ユニーグループ・ホールディングス株式会社) 代表

取締役 前村哲路 外六者

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 外五者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十一月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

湯の華市場

可児市土田字大脇四七三三 四 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・店舗従業員や搬入業者等に対する指導徹底や車両運転者への注意喚起など、児童生徒の交通安全に十分配慮されたい。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十一月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー 苗木店

中津川市苗木字岡田二五二四番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
粕 川 一 ノ 井 水 土 地 改 良 区	平 成 二 五 ・ 一 一 ・ 一 四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土改良地区 木曾川右岸用水 連合地区	退任年月日	役名	氏名	住居	住所
平成 二五・五・三		理事	渡邊直由	美濃加茂市太田町本町三丁目二番一〇号	
平成 二五・九・九		同	鈴木義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三三五番地	

同		同	稲垣克巳	美濃加茂市西町 三丁目七五番地	
同		同	高井義次	美濃加茂市加茂野町鷹之巣八七六番地	

平成 二五・九・〇		同	小原邦介	加茂郡坂祝町勝山 四八八番地	
平成 二五・七・七		同	櫻井 崇	加茂郡川辺町石神 三三〇番地	

平成 二五・七・五		同	石井重武	加茂郡八百津町和知二〇八一番地一	
平成 二五・九・九		監事	木村慶男	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋八六六番地	

就任した役員

土改良地区 木曾川右岸用水 連合地区	就任年月日	役名	氏名	住居	住所
平成 二五・〇・三		理事	藤井浩人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地	
		同	杉山庄八	美濃加茂市下米田町則光三九三番地	
		同	清水幸夫	美濃加茂市太田町 二八九一番地	
		同	間宮 正	美濃加茂市加茂野町稲辺一六三番地一〇三	
		同	兼松 修	加茂郡坂祝町黒岩 九四六番地	
		同	岩田誠二	加茂郡川辺町上川辺 二三八番地五	

同 尾関 一夫 加茂郡八百津町野上 六九八番地四
 監事 木村重雄 美濃加茂市加茂野町木野一〇二三番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物件の名称及び数量 クロストグラフ質量分析システムの貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年8月16日
- 4 落札者を決定した日 平成25年9月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番 日通商事株式会社岐阜支店 支店長 樋口 雅也
- 6 落札金額 46,657,800円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 (1) 部署の名称 岐阜県警機本部長事務室会計課
 (2) 所在地 岐阜市数田郡二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)
 平成二十五年四月一日号外(五) 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓令甲第三号）四二頁上段後から七行目及び八行目中「施行に関する事務」は「」の施行に関する事務」の、同段後から七行目中「施行事務」は「」の施行事務」の誤り。
 (原稿誤り)
 平成二十五年四月一日号外(五) 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓令甲第四号）六二頁上段後から十三行目中「の下に」は「及び」同条第二項の「の下に」の、六三頁下段前から一行目中「第二項」は「第二項の」の、同段後から

十五行目中「第四項」は「及び第四項」の、「第四項の」は「及び第四項の」の誤り。

正 誤

(校正誤り)

平成二十五年十一月八日第二千四百九十五号 目次七二九頁上段前から九行目中「土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除」は、「土砂災害特別警戒区域の指定解除」の誤り。

平成二十五年十一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社